

盗難自転車が私有地に放置されていました

緑町町内のお宅の敷地内に、見覚えのない自転車が置かれていた為、住人の方が警察に通報した所、盗難自転車でした。改めて町内会から駐在に問い合わせたところ、昨今、自転車の盗難は増加傾向にあり、私有地を含むいろいろな場所で盗難自転車が乗り捨てられている事案もあるとのことでした。

緑町は住宅と道路のみで構成されていて、特に最近では、塀や門のない住宅がスタンダードになっています。「門扉を開けることなく敷地に入りやすい」という利点が住人の居ぬまに悪用されていることもありえますので、不審な人物を見かけられた方は、警察まで通報をお願い致します。

もしも、自身の私有地に自転車を放置された場合、土地の所有者が処理・対応をしなくてはならないようです。同様の被害を受けたらまずは警察へご相談ください。

【私有地に持ち主不明の自転車が置かれていたら・・・】

最寄りの交番または警察署に連絡しましょう。

自転車の色や防犯登録番号、車体番号、放置された時期などを伝えます。

警察は、放置自転車を調査して、次のような対応を行います。

- 盗難被害届が出ている場合は、警察が持ち主に返却します。
- 盗難被害届が出ていない場合は、警告札を貼付し、一定期間経過しても放置されている場合は条例に従って撤去します。
- 遺失物と判断された場合は、遺失物法に基づいて引き取ります。
- 何かの事件に関係している車両であった場合は、警察が引き取ります。

警察が対応できない場合・・・

私有地や私道に放置されている自転車は、法律・条例により市では撤去できません。

土地の管理者が自転車に「○月○日までに移動しない場合は処分します」等を貼付し、警告期間を経過しても移動しない場合は、管理者が処分することが一般的となっています。

■■盗難・空き巣対策も大事！■■■■

自転車の施錠、家の戸締りに気を付けましょう。

車の場合は窓を割られて貴重品を盗まれるという事もあります。貴重品はしかるべき場所で管理・保管し被害に遭いにくい状況を作りましょう。